

徳島県告示第二百九十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和五年六月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 竣功認可を受けた者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 後藤田正純
- 4 代表者の住所 徳島市幸町一丁目三七番地

二 埋立区域

1 位置

徳島県阿南市椿泊町糠塚五番地八から同町小吹川原一番地八を経て同町小吹川原八番地四に至る間の地先公有水面

2 区域

(一) 埋立区域（1工区） 次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と71の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（DLプラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から一一七度〇八分五七秒六九二・八二メートルの地点
トルの地点

2の地点 1の地点から三〇八度三一分〇九秒七・三〇メートルの地点
3の地点 2の地点から二六八度三六分五四秒二三・二六メートルの地点
4の地点 3の地点から二二三度一〇分二一秒六八・八〇メートルの地点
4'の地点 4の地点から二二九度五三分二〇秒二六・九一メートルの地点
41'の地点 4'の地点から三一九度五三分二〇秒一四・二八メートルの地点
42の地点 41'の地点から五一度四八分〇四秒五・三一メートルの地点
43の地点 42の地点から四六度五五分五七秒二〇・〇四メートルの地点
44の地点 43の地点から四二度〇〇分二五秒二〇・〇一メートルの地点
45の地点 44の地点から四四度四二分〇七秒二〇・〇一メートルの地点
46の地点 45の地点から三六度〇二分一九秒四・七〇メートルの地点
47の地点 46の地点から五五度〇三分三六秒三・三四メートルの地点
48の地点 47の地点から五四度四二分四八秒一・四三メートルの地点
49の地点 48の地点から六四度二二分二六秒三・六三メートルの地点
50の地点 49の地点から三七度三九分三六秒〇・四二メートルの地点
51の地点 50の地点から八度二二分〇八秒一・一二メートルの地点
52の地点 51の地点から八度五一分一六秒二・六二メートルの地点
53の地点 52の地点から二八度五九分四四秒二・二七メートルの地点
54の地点 53の地点から五四度五六分三五秒一・六一メートルの地点
55の地点 54の地点から六三度五二分〇三秒一三・六〇メートルの地点

56の地点 55の地点から五九度三九分二九秒一五・三一メートルの地点
57の地点 56の地点から六三度一七分五七秒五・五五メートルの地点
58の地点 57の地点から六七度一四分三一秒二・三二メートルの地点
59の地点 58の地点から八二度四六分五〇秒二・四一メートルの地点
60の地点 59の地点から九三度一三分二一秒六・四八メートルの地点
61の地点 60の地点から九九度四六分三五秒三・八七メートルの地点
62の地点 61の地点から一九度二三分三秒一・一〇メートルの地点
63の地点 62の地点から一四〇度三三分五九秒〇・七六メートルの地点
64の地点 63の地点から一五九度五五分二五秒二・六三メートルの地点
65の地点 64の地点から一三八度一九分三〇秒〇・五七メートルの地点
66の地点 65の地点から一二六度四一分一六秒〇・八八メートルの地点
67の地点 66の地点から一一八度四六分一九秒三・〇三メートルの地点
68の地点 67の地点から一一五度五〇分二〇秒二・七九メートルの地点
69の地点 68の地点から一三〇度〇七分三〇秒一・六三メートルの地点
70の地点 69の地点から一五〇度三九分五六秒一・七三メートルの地点
71の地点 70の地点から一七五度四八分五二秒二・八九メートルの地点

(二) 埋立区域(2―1工区) 次の各地点を順次に結んだ線及び4'の地点と41'の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(DLプラス二・〇六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

4'の地点 四等三角点小吹川原(北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒) から一二六度〇八分二九秒六四三・七五メートルの地点
トルの地点

5'の地点 4'の地点から二二九度五三分二〇秒四・五〇メートルの地点
41'の地点 5'の地点から三一四度二三分二二秒一四・五四メートルの地点
41'の地点 41'の地点から五一度四八分〇四秒五・九〇メートルの地点

3 面積

(一) 埋立区域(1工区) 二、一七五・六九平方メートル

(二) 埋立区域(2―1工区) 七四・七四平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 令和二年四月二十日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令生産第四〇〇一号

四 竣功認可の年月日 令和五年五月二十九日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 阿南市